日本医史学雑誌　第63巻第1号（2017）　53–59

華岡青洲の「乳岩準」および「乳岩準附録」の成立に関する一考察

松木　明知

弘前大学大学院医学研究科麻酔科学教室

受付：平成28年6月19日／受理：平成29年1月6日

要旨：「乳岩準」は春林軒で乳癌手術後に定番として用いられていた内用薬2方と外用薬3方を記した内容であり，「乳岩準附録」は乳房の諸疾患に対する処方を記した便覧で，両者を含む最古の写本は1812年2月に作られた．千葉良蔵の「辨乳岩証并治法艸稿」は1811年8月に成立したが，青洲の乳癌手術の概要を伝える最も古い写本で，乳癌術後に用いる内用薬1方と外用薬4方が記されている．「乳岩準」と「辨乳岩証并治法艸稿」に共通する処方は「調栄湯」のみであるが，「辨乳岩証并治法艸稿」の記述は「乳岩準」の原初の姿を伝えていると推察され，このことから「乳岩準」と「乳岩準附録」は1812年2月までには完成したが，それらの成立は1811年8月以前にまで遡るものではない．

キーワード：華岡青洲，乳岩準，乳岩準附録，辨乳岩証并治法艸稿，乳癌手術

はじめに

呉はその著書の中で華岡青洲（以下「青洲」と略）の著述数十冊を列挙したが，それらは青洲没後の門人佐藤持敬が1861年に編纂した「華岡氏遺書目録」に全面的に準拠したものであった[1]．青洲の業績の中で特筆すべきは全身麻酔薬「麻沸散」の開発とそれによる全身麻酔下の乳癌手術の実施であるが，上記の「華岡氏遺書目録」[1]の中で乳癌に関する著述としてはわずかに「乳岩辨」と「乳岩辨証」の二著のみが示されているに過ぎない．しかし，これらの二著は基本的には同一の内容であり，春林軒の門人千葉良蔵が1811年に記述した「南紀青洲先生乳巖治述口授」（内題は「辨乳岩証并治法艸稿」）[2]の書写が繰り返される過程で内題が改題されて成立したことが著者によって明らかになった[3]．つまり「乳岩辨」と「乳岩辨証」は佐藤持敬の云う「異名同書」である．

「乳岩辨」と「乳岩辨証」の写本の中に本稿で問題にする「乳岩準」，「乳岩準附録」がしばしば包含されているが[4]，別に独立して「乳岩準」ないし「乳岩準附録」と題する写本の存在も知られている[5]．上述したように乳癌手術は青洲の業績の中でも中核をなして高く評価すべきものであるが，これと直接に関連する「乳岩準」，「乳岩準附録」の二著述については，呉[6]も含めた諸家のこれまでの研究でも全く言及されたことはなく，それらの内容さえも知られていない．したがって「乳岩準」，「乳岩準附録」の内容と成立過程を明らかにすることは，青洲の乳癌手術，延いては青洲の医学を理解する上で重要であると考えられる．本稿では主として書写年の明らかな写本によって「乳岩準」，「乳岩準附録」の内容と成立に関して検討したい．

なお，本稿では，「乳岩準」は春林軒で乳癌手術後に定番として用いられていた内用薬と外用薬5処方を記したもの，「乳岩準附録」は「乳岩準」の附録として乳房の諸疾患に対する処方を記した便覧と定義し，それぞれを「乳岩準（定義）」，「乳岩準附録（定義）」と記すことにする．ただし，

以下で取り上げる写本には「乳岩準（定義）」と「乳岩準附録（定義）」を併せ持った内容で，「乳岩準」あるいは「乳岩準附録」と題されたものがあり，必ずしも写本の題名と内容が一致しない場合もある．個々の写本の場合，書写年を付したり，文献番号を付して，書名を一般的に呼称する場合と区別する．

1.「乳岩準（定義）」の内容と成立年について

千葉良蔵が1811年8月に青洲の口述を記録した「南紀青洲先生乳巖治述口授」の内題は「辨乳岩証并治法艸稿」[2]であるが，この写本の書写が繰り返される過程で内題が改められて「乳岩辨」や「乳岩辨証」と題する写本となった．内題がこれらの写本の題名の基本になったことに加えて理解の便のため，以後，千葉の写本に関しては内題を写本名として用いて論を進めたい．現在の知見では「辨乳岩証并治法艸稿」[2]は青洲の乳癌手術の概略に関する最も古い著述であり，1811年7月以前の書写と確定できる同様の写本は発見されていない[7]．

「辨乳岩証并治法艸稿」[2]の内容に関しては前稿[3]で詳しく論じたが，簡単に示すと，千葉の序に次いで，本文というべき「辨乳岩証」（乳岩の性状，青洲の画期的手術法，乳岩の鑑別法，腋下への転移，症例，再発）と「治法」（術前の精神的安静の必要性，麻沸散の投与時期，投与後の処置，投与後の症状，切開法，腫瘍摘出法，止血法，腫瘍摘出後の創口の処置，切開創の縫合法，創口の処置，排膿法，抜糸法，内用薬・外用薬）が記され，最後に藍屋　勘を含めた5症例の手術図・摘出標本図が示されている．以後に書写された多くの「乳岩辨」，「乳岩辨証」の写本では手術図・摘出標本図を欠く．「治法」の最後に記述されている内用薬・外用薬は次の通り5方である．この項では「見出し」はない．

金創油（茨花油，百合油，乙切屮油，鶏卵油，樟脳，テレメン，人油）
人参調栄湯（帰，芎，勺，朮，茯，参，牛皮消，川骨，乾芐，生姜，甘屮）
前衝膏（先鋒膏　白雲膏カンフラトーン）
鑓膏方（飛白麪　鶏卵　即左突羹即ハレリスンナリ方内加鶏卵）
先鋒膏方（松脂水飛，黄蝋，香油，翠雲膏（イトメクサ）（以上分量省略－松木）

これは乳癌手術後に用いられた内用薬1方と外用薬4方を記したものである．「見出し」がないことから考えると，千葉は5つの薬方について特別に題目を立てて一項として記述する意図がなかったと推察される．もし春林軒においてこの時点で乳癌手術に際して使用される内用薬・外用薬について定式，つまり本稿で論ずる「乳岩準（定義）」がすでに完成していたならば，千葉がそれに言及した筈である．千葉が言及しなかったことから考えれば未だ定式がなく，あったとしても口伝で伝えられていたと推察される．しかしこの記述が乳癌手術後に使用する内用薬1方，外用薬4方であることから，以下に述べる「乳岩準（定義）」の原型であろうと推察される．

京都大学附属図書館の富士川文庫に1815年4月に堺で書写された「乳岩辨」と題する27丁の写本がある[8]．「森氏開萬冊府之記」の印記があるので森立之の旧蔵本である．1815年には未だ青洲の末弟鹿城（1779–1827）が堺で開業していたから，そこで書写されたものに違いない．鹿城も乳癌の手術を行っていたはずであるが，基本的に春林軒における青洲の方法を踏襲していたと思われ，この写本は春林軒における乳癌の外科的治療の実態を伝えていると見做しても差し支えない．その内容は「辨乳岩証并治法艸稿」＋「止出血妙術並方」＋「乳岩準」＋「春林軒法方録」（用膏三綱領，春林軒膏方便覧）である．「止出血妙術並方」は千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]にはなく，新しく付け加えられた項目である．「乳岩準」の内容は内用薬・外用薬を収めた前半部と乳房の諸疾患を示してそれに対する処方を示した後半部（これは後述するように「乳岩準附録（定義）」である）に分けられる．前半部では内用薬や外用薬が以下のように記されている．管見ではこれが「乳

岩凖（定義）」の「見出し」を有している最も古い記録である．処方の成分のみを原文のまま示す．

「乳岩凖」（前半部）
調栄湯（当帰，芍，茯，朮，苄，姜，彡，甘，牛皮消，逢泙湯）（「川芎」を欠く－松木注）
帰芍湯（当，芍，彡，圭，生，苄，甘，棗）
抜留沙摩挌湃客（バルサムコツハイハのこと－松木注）
野牛膏（黄蝋，松脂，椰子油，知也牟，保留登）（「知也牟」はチャンのこと－松木注）
家猪膏（蜜蝋，保留登，松脂，没薬，血竭，乳香，猪油，鶏子黄）

ここでは明確に「乳岩凖（定義）」の題目で術後に用いられる内用薬，外用薬が合計5方記されている．このことは1815年4月には乳癌手術後に用いられる定番の内用薬・外用薬の処方が「乳岩凖（定義）」として確立されていたことを示している．処方数は千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]の記述と同じく5方であるが，共通しているのは内用薬「（人参）調栄湯」のみで，他の4方は改められている．この理由は必ずしも明らかでないが，千葉が記述した1811年から4年経過しており，その間に使用する内用薬，外用薬も改定されたと推察される．青洲は1804年10月に藍屋　勘に対して初めて全身麻酔下に乳癌腫瘍摘出術を行ったが，創内，創口を焼酎で洗浄し，バルサムコツハイハを創内に塗布して創を縫合した．その後，勘に甘湯に塩を加えて投与して麻酔からの覚醒を促進させ，さらに「甘草瀉心湯」を与えた[9]．藍屋　勘の術後に与えられた「甘草瀉心湯」は，7年後には千葉が記すように「（人参）調栄湯」やこの写本の「乳岩凖」にあるように「調栄湯」と「帰芍湯」に改められたことは，青洲が術後管理に改善を凝らしていたことを示す証左であろう．1810年5月に行われた広瀬屋利兵衛の妻の手術では，創内を焼酎で洗浄し，「霊膏」を塗って創を縫合したとのみ記されて，術後に用いられた内用薬・外用薬について詳しく記していない[10]．しかし1815年6月に行われた小豆島室村の長太夫妻の手術では，創を焼酎で洗浄し，「ばるさん」（バルサムコツハイハ）を塗布して創を縫合し，術後三日目に「めいちゃ」（ドレインのこと－松木）に「左突」を塗って挿入し，「ばじり」（バジリコン，左突）を塗布した「木綿」を創部に当てた．術後，7，8日目に抜糸したが，12日目頃に軽度の化膿が見られたものの，それも治まり，16，7日目に創は閉じた．内用薬に関しては，手術終了直後に冷茶に塩を加えて与え，さらに三黄瀉心湯を13日目まで投与し，14日目から調栄湯を与えた[11]．これらは基本的には「乳岩凖（定義）」に則って投薬が行われ，創部の状態，患者の容体に応じて適切な処方が投薬されたことを示している．

以上の1815年4月に堺で書写された「乳岩辨」[8]を考慮すると，乳癌手術に際して使用される内用薬，外用薬をまとめて記した「乳岩凖（定義）」の成立は1811年8月から1815年4月の間と推定される．「乳岩姓名録」[12]によれば千葉が「辨乳岩証并治法艸稿」[2]を書いた1811年8月までに乳癌手術は36例行われているから，手術に際して使用される頻度の高い薬剤，いわゆる定番の処方についてはそれらを記した「メモ」があったとしても不思議ではない．現在のところそのようなメモの存在は確認されていないが，乳癌手術の大綱を認めた記録の中にそれを収めたのが千葉であろう．

ところが同じく京都大学附属図書館富士川文庫に「濟美堂丸散方」と合冊された「乳岩凖附録」という本文7丁の写本がある[13]．書写者と書写年代については末尾に以下のようにある．

文化八辛申之春二月下旬於堺書写之
　華岡良平門人望月性之光
文政七申年秋九月中旬望月氏之書
　借用今藤常州司馬頃写也

冒頭の「文化八辛申」は誤りで，「文化八」年であれば「辛未」でなければならない．これは「文化九壬申」の誤りであろう．その理由は以下のとおりである．春林軒の文化年間以前の「望月」姓

の入門者は近江からの2名のみで，一人は「文化八年九月　望月左造」，もう一人は「文化十一，二，二四　望月多膳」であった[14]．後者は「文化十一年」に入門しているから，「文化八年」か「文化九年」にこの「乳岩準附録」[13]を書写することは不可能である．このことからこの写本の書写者は前者の望月左造であることは明かである．この「左造」は「望月性之光」と同一人物と思われる．この望月が「文化八年二月」に「乳岩準附録」[13]を書写することは，彼が華岡良平すなわち鹿城の門に入る半年以上も前のことであったから不可能である．また「文化八」年が正しく，干支「辛未」のみが間違っているとすれば，この「乳岩準附録」[13]が1811年8月に成った千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]より半年前の1811年2月にすでに成立していたことになり矛盾する．前述したように現在の知見では，青洲の乳癌手術の概略を記した著述で最も古いのが千葉の写本であるからである．「文化九」年の干支は「壬申」であり，十干に比して十二支を誤ることは少ないと考えられ，ここでの「文化八辛申」は「文化九壬申」の誤りとするのが妥当であろう．原書写者の望月が誤ったのか，次の書写者の今藤常州司馬が誤ったのかは分からない．「文化九壬申之春」とすれば，望月が鹿城の門に入ってから5カ月経過しており，書写の時期に矛盾はなくなる．したがって望月による「乳岩準附録」[13]は「文化九壬申之春二月」つまり1812年2月までには完成していたことになる．

この「乳岩準附録」[13]も術後に使用する内用薬・外用薬を記した前半部と乳房の諸疾患を挙げてそれに対する処方を述べた後半部に分けられる．前半部の1丁表の第1行は内題で「乳癌準附録」とあり，2丁表第3行まで，内用薬，外用薬の5方を以下のように示している．この部分に「乳岩準（定義）」の内題はない．処方の成分のみを原文のまま示す．

調栄湯（当帰，川芎，芍薬，伽，茯苓，人参，牛皮消，萍逢根，乾芋，生姜，落）
帰芍湯（当帰，芍薬，人参，官圭，生姜，乾地，国（カンサウ），棗）
抜留沙摩格湃霍（ハルサンコワバイハ）
野牛膏（黄蝋，松脂，知也牟，野牛油，保留登）
家猪膏（蜜蝋，保留登油，松脂，没薬，麒麟血，乳香，猪油，黄鶏油）

この「乳岩準附録」[13]前半部の処方は用字，成分に若干の異同はあるものの，基本的に1815年の「乳岩準」[8]前半部の処方と同じである．薬剤名の下に適応を記しているが，それらも殆ど同じである．例えば「調栄湯」の適応は「乳岩準」[8]の前半部では「治乳岩后精気未調者金創傷損脱血者」とあり，「乳岩準附録」[13]の前半部では「療乳岩后精気未常血気調者可与此湯」とある．「帰勺湯」について前者では「療乳岩后血気未調通害飲食者」とあり，後者では「療乳岩后血気未調逆害飲食者可与此湯」となっている．ここでも若干の異同は認められるが，基本的には同じと考えても差支えがない．

以上から考察すると，乳癌手術後に定番として用いられる内用薬・外用薬をまとめて記した「乳岩準（定義）」は1812年2月に望月[13]が書写しているので，それまでには成立していたことは明かである．その淵源は1811年8月に成った千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]に遡ることが出来る．つまり1811年8月から1812年2月までの半年間に「乳岩準（定義）」として成立した．そして1812年2月以降，独立して「乳岩準（定義）」として，あるいは次節に述べる「乳岩準附録（定義）」の前半部として，さらには「乳岩辨」や「乳岩辨証」の中に繰り入れられて書写されて普及した．上に述べた1812年の「乳岩準附録」[13]と1815年の「乳岩準」の5処方がほぼ同一であることは，この頃に乳癌手術後に用いられる内用薬・外用薬が定型化されたと見做しても事実と懸隔すること甚だしくないであろう．

麻沸散は乳癌手術時に必須の薬剤であったが，「乳岩準」を含む写本の多くはこれに言及していない．青洲が記述を禁じたからである．しかしこれに違反する例も知られ，例えば書写年代は知られていないが，「青洲先生乳岩治法」と題する写

本[15]では，前述した「乳岩準」（前半部）に相当する箇所において「麻沸散」，「麻沸類方」，「又方」，「又方」を挙げ，それから「金創油」「人参調栄湯」，「前衝膏」，「鋟膏方」，「左突羹」，「先鋒膏」，「塗麻薬方」を記している．「金創油」，「人参調栄湯」，「前衝膏」の処方は千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]に見られる処方と共通しており，この写本は千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]の系統を引くと思われる．「麻沸散」の処方に言及している写本は少ないが，「乳岩準」が様々な形で書写されていった経緯を示すものであろう．

2.「乳岩準附録（定義）」の内容と成立年について

「乳岩準附録（定義）」の名が示すように，これは「乳岩準（定義）」の附録として成立したことは間違いなく，したがってその起源も「乳岩準（定義）」以前に遡るものではない．「乳岩準附録（定義）」が先に成立してその後に「乳岩準（定義）」が成ったことはあり得ないからである．千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]の「抜糸法」の末尾に「乳癰ヲ治法癰ノ部ニ記ス故ニ此ニ贅セス」とある．これは同じく鑑別すべき乳房の疾患である「乳癰」は別に記してあるということを示唆しており，これは「乳岩準附録（定義）」の存在を示唆しているのかも知れない．成立年代は知られていないものの「燈火医談　前篇」[16]にも「乳癰」の項があるので，このことを全く無視することも出来ない．

望月が1812年2月に書写した「乳岩準附録」[13]は2丁表第4行目末尾に小さく「附録」の見出しがあり，それ以下に乳房の諸疾患を列記しそれに用いる処方を8丁裏まで記している．もちろん千葉の「辨乳岩証并治法艸稿」[2]にはこれらの乳房の疾患の記述はない．記述されている乳房の疾患名のみを示すと「吹乳，乳癖，乳結核，乳腫，乳癰，乳瘻」である．これは1815年の写本「乳岩準」[8]では「吹乳，乳頭裂，乳癖，乳結核，乳腫，乳癰，乳岩，乳萎」となっている．両者の間には若干の異同が認められるが，同じ疾患に対する処方はほぼ同じである．例えば最初の「吹乳」に対して「乳岩準附録」[13]は「葛根加桔梗湯」，「瓜婁散」，「集験連堯湯」，「連堯湯」を示し，「乳岩準」[8]でも「葛根加桔梗湯」，「瓜呂散」，「集験連堯湯」，「連堯湯」を挙げている．また次の疾患「乳癰」に対して「乳岩準附録」[13]は「二谷湯」，「神功瓜呂散」，「連胡粉散鹿角散」，「赤竜皮湯」，「鹿角散」，「一酔膏」，「前枯呂橘皮湯」，「後瓜橘皮湯」，「香魚膏」を列記しているが，「乳岩準」[8]では「赤竜皮湯」，「二谷湯」，「魚膏」，「黄連胡粉散鹿角散」，「竜赤皮湯」，「槲木皮」，「鹿角散」，「酔膏」，「前瓜呂橘皮湯」，「後瓜呂橘皮湯」，「香魚膏」が列挙されている．両者の間に多少の異同はあるが，基本的には同じと見做しても差支えなかろう．このことは「乳岩準附録（定義）」もまた1812年2月までにはほぼ成立していたことを示している．青洲の「燈火医談　前篇」にも乳房疾患の乳癰，乳巖，乳瘻，乳核，乳癧，乳癖が示され，簡単に一，二の処方が示されているのみであるから，これと「乳岩準附録（定義）」は基本的に異なる[16]．なお青洲は「乳巖治験録」において「外科正宗」など種々の中国の医書を参考にしたとしているが[17]，「乳岩準附録（定義）」に関しては特定の医書に準拠して作られたという形跡は認められない．上述したように「乳岩準（定義）」は5処方を収めたに過ぎないので，多くの写本では「乳岩準」，「乳岩準附録」と題名は異なっていても，それらの内容は「乳岩準（定義）」と「乳岩準附録（定義）」の両者を含んでいる．

3.「乳岩準（定義）」，「乳岩準附録（定義）」成立の背景

前々節，前節で述べたように「乳岩準（定義）」，「乳岩準附録（定義）」はほぼ同時に1811年8月から1812年2月の間に成立したと推察されるが，その背景には，その頃，春林軒において乳癌の手術が盛んに行われたことが関係していると推察される．「乳巖姓名録」によれば1804年から1824年までの乳癌の手術件数は次のようである[18]．ただし「文化十年九月既望　飛州高山　広瀬屋利兵衛　妻」は「文化七年五月十一日」に手術が行われたことは確かであるから[10]，1810年の症例と

して数える．なお1809年の5月には春林軒の門人赤石希范が乳癌手術図譜を出版しようと企画した年であり[19]，乳癌手術の方向性が定まった年であるとも考えられるので，以下に1809年を一区切りとする3年毎の症例数を示す．

1804年…1例　1805年…1例　1806年…2例
小計4例
1807年…3例　1808年…8例　1809年…7例
18例
1810年…8例　1811年…9例　1812年…13例
30例
1813年…6例　1814年…7例　1815年…3例
16例
1816年…6例　1817年…7例　1818年…7例
20例
1819年…6例　1820年…10例　1821年…4例
20例

上に示した3年毎の手術症例数を見ても分るように，1810年から1812年にかけての3年間は青洲の生涯の中でも最も多くの30例の手術が行われた期間であり，門人たちの間にも術後に使用する内容薬・外用薬を正確に覚えておく必要性が高まったと思われる．このような状況の中で千葉が1811年に「辨乳岩証并治法艸稿」[2]を作り，翌年までには備忘録的な形で「乳岩準（定義）」と「乳岩準附録（定義）」が出来上がった．つまり「乳岩準（定義）」，「乳岩準附録（定義）」の原型が出来上がったのは，千葉が「辨乳岩証并治法艸稿」[2]を作った1811年8月を遡るものではないことが示唆される．このことによって，現今披見される青洲の乳癌手術関係の写本の多くは書写年代が1810年代半ば以降であることも理解できる．

以上から，「乳岩準（定義）」は乳癌手術後に定番として用いられる内用薬と外用薬5方を記した内容であり，「乳岩準附録（定義）」は「乳岩準（定義）」の附録として乳房の諸疾患に対する処方を小冊子にまとめた便覧であり，両者は1812年2月までには完成していた．

参考文献および注

1）呉　秀三．華岡青洲先生及其外科．東京：吐鳳堂；1923．p. 381–386.

2）外題は「南紀青洲先生乳巖治述口授」であるが，内題は「辨乳岩証并治法艸稿」である．京都大学附属図書館（富士川文庫）所蔵．（ニ29）

3）松木明知．千葉良蔵の「辨乳岩証并治法艸稿」と「乳岩辨証」（「乳岩辨」）―― 1811年における華岡青洲の「乳岩」治療の実際――．日本医史学雑誌　2016；62: 429–437.

4）例えば京都大学附属図書館（富士川文庫）所蔵の「乳岩辨」（ハ84）では「乳岩集」として「乳岩準」の内容が，「附録」として「乳岩準附録」の内容が本文，つまり「辨乳岩証」（この見出しはない），「治方」，「止出血妙術並方」の後に附されている．

5）「補訂版国書総目録」（第6巻p. 403–404）には「乳岩準」の写本が5種，「乳岩準附録」の写本が1種，「杏雨書屋蔵書目録」（p. 702）には前者の写本が1種掲載されている．国際日本文化研究センターの宗田文庫の「疔瘡辨名」（SC/857/Ha）中に「春林軒乳巖準」が含まれており，その内容は「乳岩準」と「乳岩準附録」である．また「内藤記念くすり博物館」には後者の写本が2種所蔵されている．京都大学附属図書館（富士川文庫）の「青洲医談」（7-02/セ/38）は「乳岩準」，「附録」（7丁）を含むが，1865年3月に書写された写本であり，「乳岩準」および「附録」が独立した写本として流布したことを物語る．

6）文献1．p. 254–286.

7）1810年以前の乳癌関連の写本として赤石希范の「乳癌図譜」（1809）（日本国際文化研究センター所蔵宗田文庫　SC/857/Ny）や野村　鄂の「青洲先生療乳嵓図記」（1810）（松木明知．華岡青洲と「乳巖治験録」にカラー写真で覆刻）があるが，図譜や症例報告であり，乳癌手術の概要を述べたものではない．

8）京都大学附属図書館（富士川文庫）所蔵（和大・ニ・30）

9）「乳巖治験録」（仮表紙の題は「華岡青洲先生乳巖治験録」）（天理大学附属天理図書館所蔵　498 イ1）以下の拙著の巻頭にカラーで覆刻してある．
松木明知．華岡青洲の新研究．弘前：松木明知；2002.

10）野村　鄂．「青洲先生療嵓図記」．以下の拙著にカラーで覆刻してある．
松木明知．華岡青洲と「乳巖治験録」．弘前：松木明知；2004.

11）文献1．p. 273–274.

12）文献1．p. 274–277.

13）京都大学附属図書館（富士川文庫）所蔵（和中セ・89）

14）文献1．p. 464.

15）京都大学附属図書館（富士川文庫）所蔵（和中

シ・122）
書写年代は明らかではないが，版心に「瘍科秘録自準亭」とある罫紙に書写されている．「麻沸散」の呼称が使用されていることからすれば，この部分は内容的には文化年代の末の写本からの書写であろう．末尾に「救溺死法」があり冒頭に「万国歴史第十四巻中ニ云フ」とあるので，同筆であるが，この部分は江戸末期の写本からの書写であろう．

16）華岡青洲．燈火医談　前篇．大塚敬節，矢数道明編．近世漢方医学集成 29（華岡青洲一）．東京：名著出版；1980．p. 277–82.
17）文献 9．2 丁表.
18）文献 1．p. 274–282.
19）松木明知．春林軒門人赤石希范による乳癌手術図譜出版の計画．日本医史学雑誌 2016；62: 305–314.

A Consideration on the Origin of Seishu Hanaoka's *Nyugan-jun* and *Nyugan-jun Furoku*

Akitomo MATSUKI

Department of Anesthesiology, Hirosaki University Graduate School of Medicine

Nyugan-jun is a manual that was used at Hanaoka's school, *Shunrinken*, describing two oral medicines and three ointments routinely administered after breast cancer surgery. *Nyugan-jun Furoku* is also a manual that was used at the school, depicting a variety of diseases of the breast, and oral concoctions to be administered. The earliest manuscript of both manuals was transcribed in February 1812. A manuscript of *Ben-nyugansho narabini Chiho Soko*, written by Ryozo Chiba in 1811, includes descriptions of an oral medicine and four ointments routinely given after breast cancer surgery. Although *Choeito* was only a common oral concoction in *Nyugan-jun* and Chiba's manuscript, the latter bears an original trace of *Nyugan-jun*. This indicates that *Nyugan-jun* and *Nyugan-jun Furoku* were completed by the end of February 1812, and their completion dates were not before August 1811.

Key words: Seishu Hanaoka, *Nyugan-jun*, *Nyugan-jun Furoku*, *Ben-nyugansho narabini Chiho Soko*, breast cancer surgery